

「大名評判記」における仙台藩伊達家の記述について

蝦名 裕一*

About the description of the Sendai clan and DATE family in "Daimyo's reputation record"

EBINA Yuichi

要旨

本論文は、近年その存在が確認された「大名評判記」について、仙台藩伊達家の記述を中心に、同史料の書物的性格の解明を試みると同時に、当時の理想的大名像＝「明君」像について論じたものである。

「大名評判記」は、17世紀半ばから18世紀半ばにかけて成立し、当時の大名家における領国の様子や藩政の実態、大名の人格や素養について記述した書物である。その内容は、最初に成立した「大名評判記」である『武家諫忍記』を基礎とし、時代を経るにしたがって多様な情報が付け加えられ、やがて大名の紳士録や勤功書としての性格を帯びようになる。この「大名評判記」は、各地の諸大名家に蔵書として所蔵されており、仙台伊達家においては大名の嫡子教育に用いられていたことが確認できる。

また「大名評判記」における、現役大名についての善悪を論じた記述内容からは、文武両道を受容した大名を理想とする、当該期の観念的「明君」像がみえてくる。こうした「明君」像は、当時「伊達騒動」の混乱期にあった仙台藩4代藩主伊達綱村の生涯に大きな影響を及ぼしている。観念的「明君」を目指して積極的に学問活動に取り組み、藩政を主導する綱村に対しては、一方でその藩政運営をめぐる仙台藩家臣団からの反発が高まっていくことになる。本論文では、こうした大名自身の観念的「明君」像と、家臣団の求める現実的「明君」像の相克が、大名の生涯や藩政にどのように影響するのかについて論じていく。

キーワード：「大名評判記」、『武家諫忍記』、『武家勸懲記』、『土芥寇讎記』、『諫懲記後正』、『武家諫懲記後正』

目次

1. はじめに — 「大名評判記」とは—
2. 「大名評判記」における仙台藩の記述
 - 2.1. 『堪忍記』における仙台藩と伊達忠宗の記述
 - 2.2. 『武家諫忍記』における仙台藩と伊達忠宗の記述
 - 2.3. 「大名評判記」における仙台藩の記述の変遷
 - 2.4. 「大名評判記」に描かれる「伊達騒動」
3. 「大名評判記」における「明君」像とその受容について
 - 3.1. 「大名評判記」における伊達綱村の記述をめぐる
 - 3.1.1. 『武家勸懲記』における伊達綱村の記述—綱村少年期—

*東北大学東北アジア研究センター

- 3.1.2. 『土芥寇讎記』における伊達綱村の記述—綱村青年期—
- 3.1.3. 『諫懲記後正』における伊達綱村の記述—綱村壮年期—
- 3.1.4. 『武家諫懲記後正』における伊達綱村の記述—綱村没後—
- 3.2. 「大名評判記」における伊達吉村の記述をめぐって
 - 3.2.1. 『諫懲記後正』・『武家諫懲記後正』における伊達吉村の記述
 - 3.2.2. 吉村夫妻の嫡子教育と「大名評判記」の受容
- 4. おわりに

1. はじめに —「大名評判記」とは—

「大名評判記」とは、江戸時代の現役大名達の家系・家族、略歴、居城、領内の様子、主な家老といった事項や、大名の人柄、素養、行跡と、これに対する論評を記述した書物である。代表的な「大名評判記」としては、従来より『土芥寇讎記』の存在が知られていた。『土芥寇讎記』は、元禄3年(1690)に成立し、全国の大名243名について、大名の評価および領国支配について、毀誉褒貶なく論評した書物である〔金井1967〕。『土芥寇讎記』は、従来おもに近世における地方知行制を論ずる場合に多く用いられてきた〔金井1951、鈴木1971、今野1999〕。また、近年の「明君」研究からのアプローチとしては、深谷克己氏が『土芥寇讎記』における大名評価から、17世紀末に「大名に対して明君基準から厳しい評価をおこなうことが定着」したとし〔深谷1998〕、若尾政希氏らは『土芥寇讎記』の大名評価について、「明君」評価に関する視角からの分析を試みている〔若尾2004〕。なお、『土芥寇讎記』の作者について、金井氏が幕府高官ないし隠密が関与した可能性を示唆したことにより、この書物を幕府隠密が調査し、記した探索書とする前提で用いられる場合も多い〔磯田2006〕。ただし、後述するように「大名評判記」の記述には不正確な情報も少なからず存在し、その記述について、他の史料との比較検討なく、そのまま歴史的事実として取り扱うことには問題があると言わざるを得ない。

さて、近年若尾政希氏らによって、『土芥寇讎記』と類似した複数の「大名評判記」が存在し、多数の大家名において蔵書として所蔵されていた事実が確認された(表1)。これにより、従来

表1 現在までに確認された「大名評判記」(若尾2006、2007 a、bより)

表題	成立年代	掲載大名	数量・構成
『武家諫忍記』	万治・寛文年間 (1658~1672)	198人	本編18巻、『目録』、『序并国法之巻』、『教法之巻』
『武家勸懲記』	延宝3年(1675)	266人	本編39巻、『全部目録』、『序国郡数量之巻』、『教誡之巻』
『土芥寇讎記』	元禄3年(1690)	243人	本編42巻、『首巻』(目録)
『諫懲記後正』	元禄14年(1701)	261人	本編30巻、『首巻』(目録)
『武家諫懲記後正』	享保17年(1732)成立 寛保2年(1742)加筆	255人	本編99巻、『目録・叙』、『附録』20巻

『土芥寇讎記』は秘書として作成され、広範囲に流布した書物ではないとみなされていたが、実際の「大名評判記」は多くの大名家などに写本として流布した書物であったことが明らかとなった。若尾氏らによれば、『土芥寇讎記』に先行して万治・寛文年間（1655～1672）に成立した『武家諫忍記』、延宝3年（1675）に成立した『武家勸懲記』があり、また『土芥寇讎記』以後には元禄14年（1701）に成立した『諫懲記後正』、享保17年（1732）に成立し、寛保2年（1742）に加筆された『武家諫懲記後正』が存在している。さらに、『武家諫忍記』に先行して、簡潔な記述ながらも、全国の大名についての情報を網羅した『堪忍記』という書物が存在している（注1）。このように、「大名評判記」とは、17世紀半ばから18世紀半ばの1世紀にかけて連続して作成された書物であった。加えて、先に成立した「大名評判記」の記述が、後継の「大名評判記」に書き継がれるなど、記述の継承が存在することが指摘されている。〔若尾 2006、2007a, b〕。

これにより、従来は『土芥寇讎記』のみで語られていた「大名評判記」という存在について、複数の書物から検証することが可能となり、「大名評判記」研究は新たな段階を迎えたといえよう。一方で「大名評判記」の著者や編者、その編纂意図、書物としての受容の過程といった、史料としての基礎情報については、依然として謎のままである。また、『武家勸懲記』における甲府藩・徳川綱重に対する論評が、『土芥寇讎記』における綱重子・綱豊（のちの6代將軍徳川家宣）に対する論評として、そのまま採録されている例もある〔若尾 2007b〕。よって、「大名評判記」の記述を史料として取り扱う際は、その記述がどのような評価軸に基づいているか、どの程度の妥当性があるかについて、それぞれの大名家や藩の史料から検証する作業が必須といえよう。

本論文は、「大名評判記」における仙台伊達家の記述について、仙台藩の史料から検証し、「大名評判記」をめぐる諸々の研究課題の解明を試みるものである。「大名評判記」が成立する17世紀半ばから18世紀半ばの仙台藩では、4代藩主伊達綱村（藩主在位：万治3年〔1660〕～元禄16年〔1703〕）が43年間、5代藩主伊達吉村（藩主在位：元禄16年〔1703〕～寛保3年〔1743〕）が40年間の長期にわたって藩主の座にあった。また、当該期の仙台藩では、近世大名家における代表的な御家騒動として有名な「伊達騒動」や、綱村に対する一門衆・奉行衆による諫言行動や主君押し込め行動などの政治的動揺、吉村による藩財政の建て直しを目指す享保の藩政改革など、藩政をめぐる大きな変動があった時期である。本論文では、「大名評判記」において、当時の仙台藩の動静がどのように記述されていくのか、綱村や吉村の評価がどのような事実に基づいて記述され、また変遷するのかについて分析をおこなっていく。そのうえで、「大名評判記」にみられる「明君」像が、当時の大名自身の在り方にどのような影響を与えたのか、さらに家臣団における現実の「明君」像とどのように関わっていたのかについて考察していきたい。

2. 「大名評判記」における仙台藩の記述

2.1. 『堪忍記』における仙台藩と伊達忠宗の記述

まずは、「大名評判記」に先行して成立した『堪忍記』をみておきたい。深沢秋男氏によると、

『堪忍記』の作者は如儡子こと、旧最上家家臣であった浪人・斎藤親盛とされる。その内容は、主に正保年間（1645～1648）前後におけるそれぞれの大名家における武士の暮らしや、浪人の召し抱えの状況について記述しており、いわば浪人の「就職ガイドブック」的な要素をもつ書物とされる。ただし、不正確な記述も散見され、幕府当局が関与した編纂物というよりは、個人が江戸市中を歩き回って作成した可能性が高いという〔深沢 1989、1990、1991〕。

『堪忍記』は万治年間（1658～1660）頃に成立し、松平文庫版と内閣文庫版の2種類の写本が存在している。この2種類の『堪忍記』の中に記される、仙台藩および仙台藩2代藩主伊達忠宗（藩主在位：寛永13年〔1636〕～万治元年〔1658〕）に関する記述を次にみていこう。

『堪忍記』（松平文庫版、福井県立図書館所蔵）

六拾壺万五千石 ●松平陸奥守殿 忠宗 仙台

物成百石ニ付、黄金壺枚。古参者ハ手廻有之といへとも、新参者不望。下々ノ下也。

『堪忍記』（内閣文庫版、国立公文書館所蔵）

一、松平陸奥守忠正^{六十二万石}。御前池田三エ門娘。紋篠ノ丸^{（ママ）}ノ内フクラ飛雀九やう。馬印二布四半鳥毛出シ。

指物金ノ鳥毛長棒下黒鳥毛ヲ以二段笠付、馬印クロ大四半竿先黒鳥毛出ル。番さしもの白キ四半シユノ丸。御息越前守殿正保二年酉ノ年御遠行知行、物成、

百石に付黄金一枚つゝ。古参之者ハ手つまし有之いゑとも、新参者不望、下ノ下成。居城せんたい。家老、片倉小十郎、伊達安芸守、上野大隅。

松平文庫版『堪忍記』では、仙台藩の石高と大名の姓名、城下町の所在地と、当時の仙台藩士の収入が100石取りの武士で黄金1枚に相当することが記される。また、仙台藩における浪人召し抱えの状況について、「古参者」については「手廻」があるが「新参者」は望まれないとしている。忠宗藩政期における浪人の仕官状況について詳細は明らかではないが、『堪忍記』の記述に依拠すれば、この時期の仙台藩は浪人の新規登用に消極的であったということになる。『堪忍記』では、こうした仙台藩の家臣登用の実態から、その評価を「下々ノ下」としている。

内閣文庫版『堪忍記』では、前述の情報に加え、忠宗の妻子および家紋・馬印についての記述が書き加えられている。おそらくは、当時発刊されていた『武鑑』などの情報を加えたものと推測される。仙台藩の「家老」としては、片倉小十郎、伊達安芸守、上野大隅の名が記されている。それぞれ片倉小十郎重長（白石城主、天正13年〔1583〕生～万治2年〔1659〕没）と、伊達家一門衆の伊達安芸定宗（涌谷伊達家、天正2年〔1574〕生～承応元年〔1652〕没）を指すものと考えられる。ただし、厳密に言えば、仙台藩において他藩の家老職に相当する役職は「奉行」と呼ばれ、一門衆は原則として藩政に直接関与する役職に就くことはなかった。また、「上野大隅」については、「家老」と呼べる立場にはなかった人物である（注2）。おそらく『堪忍記』の筆者が知り得た知識の範囲において、仙台藩の有力家臣の中で、知名度の高い人物を「家老」として記したのであろう。

なお、『堪忍記』では、藩主忠宗の人物像については一切記述をしていない。こうしたことか

ら、『堪忍記』の作者の主眼は大名家の浪人登用の状況に重点がおかれており、大名個人の性格や資質についての関心は、比較的薄かったものと考えられる。

2.2. 『武家諫忍記』における仙台藩と伊達忠宗の記述

『武家諫忍記』は万治・寛文年間（1658～1672）に成立し、本編 18 巻に加えて「目録」、「序并国法」、「教法之巻」から構成される。

『武家諫忍記』「序」によると、その作者「某」は「永々浪人」し、「稼事」として全国諸藩を歩き回り、各地の「制法」や「政道」を調査したという。本当に作者が1人の「浪人」であったかどうかは充分検討する必要があるが、ここでは『武家諫忍記』が一介の浪人の視点という前提で記された書物であることに注意しておきたい。「教法之巻」では、大名としての社会的責務を記した「人主嗜之條々」と、家臣としての社会的責務を記した「臣下嗜之條々」が掲げられている。主な条文をあげると、「人主嗜之條々」第1条は「天下國家之主將タル人者、文武弓馬ノ道ヲ專ニ学、油断有間敷事」とし、文武兩道の修得を大名の責務として記述している。また、第2条では「武道ハ文之末ニシテ又一道也」と掲げられ、「武」よりも「文」を重視する内容になっている。こうした風潮は、17世紀半ばから展開する、全国的な文治政治の気運の高まりが反映されたものと考えられる。また、「臣下嗜之條々」では「臣トシテハ忠ヲ專ニシテ君ニ仕、國家安全ナラン事ヲ可諫事」として、主君へ忠義を尽くすこと、国家安全のために主君を諫めることが家臣の責務とされている。

では、実際の『武家諫忍記』の大名評価をみていこう。次は『武家諫忍記』巻2における伊達忠宗についての記述である。なお、伊達忠宗は万治元年（1657）に没しており、『武家諫忍記』に記載される仙台伊達家の情報は、それ以前のもを収録したものと考えられる（以下、史料の番号、句読点、傍線は筆者）。

①一、松平陸奥守藤原忠宗

内室池田三左衛門女 紋笹ニ飛雀并^レ九曜

本国生国共ニ陸奥本氏伊達正宗之男也、②居城奥州仙台常洲江洲ニモ少領有、本知六十二万^(ママ)石余、新地開莫太ニ広シ、諸運上・課役・懸物等外ニ四十万石余有ト云ヘトモ、往昔ノ檢地故其際限不詳、③米売生払トモニ下々也、所ニ依テ少宛違有、年貢所納不同也、④家中へ大概地形ヲ下ス、在江戸ノ年人有フチ、外ニ渡銀ト云テ下シ銀有、種々宛行有トイヘトモ、百石取ノ侍金子十兩ヨリ二十兩ノ内ト云、新參者三百石タリト云ヘトモ、僅ナル事也。故ニ身上成難シ。サレトモ地広キ故新田新畠ヲ發シ加ル者多シ、⑤国ニ禽獸魚柴薪有、⑥國家之仕置悪行ナシ、⑦城本国之南、土地中海辺、⑧家老伊達・片倉

⑨忠宗勇智有テ文武兩道少々志ス、和歌ヲ詠シオ智明ニシテ思慮フカシ、不忿シテ憐ミ有民ヲ不貪行跡寛々ト豊也。

⑩愚評義曰、勇智有テ文武ヲ少々学也、和歌ヲ詠スル事、是法ニ叶ヘリ、主將トシテハ勇ト和ヲ兼

テ偏ナキヲ以テ善トス、文武ノ道モ知過タル人ニハ結句驕ニ成事、世ニ多シ、又不知ハ拙シ行ヲ常ニシテ法義ヲ不背、文盲ト云程ニナクンハ和歌ヲ詠スル事モ然リ、鬼神ヲ感應スルト云リ、況ヤ人倫ノ交リニ於テヲヤ、誠ニ此將ノ如ク成ヲ花サキ実ナルト云ン、亡父正宗天下ノ誉有人也、子トシテ其行跡不違ハ仁ト云礼ト云、又孝ト云德行二代ニ及フ事マレナルヘシ、善將ト云ツヘシ

①部分では、忠宗の姓名と家紋および「本国」（所領）と「生国」（出生地）が記される。忠宗の正室である振姫（徳川秀忠養女）については、実家である池田三左衛門（輝政）の娘として記載されている。

②部分では、大名の居城の所在地とその所領の石高、概況、藩全体の表高と実高が記され、仙台藩が奥州のほか常陸、近江に所領をもつこと、その表高は62万石余であると記している。さらに、仙台藩では「新地開」すなわち新田開発された土地が莫大にあり、諸々の運上金や課役によって本知以外に40万石相当の収入があるとしている。ただし、この数値は「往昔ノ検地」ゆえに審らかではないとする。③部分では藩内の米の販売価格や作柄を述べた部分であり、ここでの評価は「下々」とされている。④部分では、仙台藩では地方知行制が施行されていること、江戸勤めの藩士には扶持のほか渡銀が別途支給されると記述している。仙台藩における100石取の武士の収入を換金すると10両から20両に相当し、仙台藩から300石が与えられたとしても「僅ナル事」で、「身上」すなわち生活は厳しいとしている。しかしながら、仙台藩は広大な土地を有しているため、自ら土地を開墾して収入に加える者も多いという。実際に当時の仙台藩においては、家臣団を主体とした新田開発が進展しており、この部分もそうした事実に基づいて記されたものであろう。⑤部分では仙台領内の自然環境について記され、狩猟・漁労の対象となる禽獣や魚介類、柴・薪が豊富であるとしている。⑥部分では仙台藩の「仕置」、すなわち行政・司法について「悪行」は無いとし、⑦部分では城郭の所在地を記している。⑧部分の主な家老の部分では、伊達家一門衆と考えられる「伊達」某と「片倉」（小十郎）の名が記されている。

このように、②～⑧部分は主に仙台藩の経済事情を中心に、仙台藩への仕官を想定した観点から記述されているといえよう。ここに、先の『堪忍記』と同様、大名家への仕官を希望する浪人の視点から記述される『武家諫忍記』の書物的性格の一端をうかがうことができる。

⑨、⑩部分は大名の性格や資質に関する記述である。⑨部分では伊達忠宗の素養と資質に関する調査部分である。ここでは忠宗について、その気質は勇智があり、文武両道についても少々の志があるとしている。また和歌を嗜むとともに、才智に優れて思慮深く、気質も穏やかで憐れみの心もち、領民から収奪することもなく、その行跡は「寛々ト豊」であると評価されている。忠宗が「文武ヲ少々学」とされた理由について考えると、この時期の仙台藩では林家門人清水有閑、石森正栄、谷一主や氏家素行、大島良設、横山栄伯、内藤以貫といった多くの学者が登用され、仙台藩における学問普及の礎が築かれた時期であった〔宮城県史1966:362-364〕。また忠宗自身も和歌に通じていたほか、草刈重邁に坪流馬術を、松林蝠也斎に願立流剣術を学んでいる（注3）。⑩部分は「愚評」として、⑨の部分を受けての筆者の論評が記されている。ここでは、

忠宗の性格、学問への志向性などが、主将としての「法」にかなうものであるとし、「天下ノ誉」のあった父伊達政宗の後を継承した忠宗は「善将」とであると評価している。こうした忠宗藩政期の政治的安定と文教政策の展開が、『武家諫忍記』における理想的大名像に適合し、好意的な評価につながったと考えられる。

2.3. 「大名評判記」における仙台藩の記述の変遷

『武家諫忍記』以後の「大名評判記」では、『武家諫忍記』の項目に準拠した記述形式が継承されていくことになる。ここでは、『武家諫忍記』以後の「大名評判記」について、特に藩政に関する記述の変遷をみていきたい。「大名評判記」における、前節の①～⑧に該当する仙台藩の記述の変遷をまとめたのが、表2である。仙台藩 62 万石の領域は、江戸時代を通じて変更はないが、それぞれの「大名評判記」では微妙な記述の差違がみられる。ここから、それぞれの「大名評判記」の書物的性格を見いだしておきたい。なお大名に関する記述や評価と、その分析については後述することにする。

延宝3年(1675)に成立した『武家勸懲記』は本編39巻と「目録」、「序」、「国郡数量」、「教法之巻」から構成されている。漢文体で記された「序」では、徳川家康による天下統一後、「武威全盛」の世となり、現在の「諸将」は栄耀を極め、先祖の「粉骨之成功勸賞」を知らないとしている。ゆえに作者は「衆将之噂、或国郡地形之厚薄」の「大概」を記し、「聖賢之教戒」を加えて「勸善懲惡之端」にするのが編纂意図であるとしている。ここから、『武家勸懲記』は、実在の大名家を題材とした勸善懲惡の教訓書という性格の書物といえよう。

『武家勸懲記』3巻における仙台伊達家の記述は、家伝が大幅に加筆されている。そこでは、伊達家が「奥州ノ国司山陰中将」より現在の藩主・伊達綱基まで28代に及ぶことを記し、とりわけ初代政宗を「中興譽レノ勇将」として、その事績に多くの筆を費やしている。⑤の家臣団の生活について、番方の勤めについては寛大であり、役儀も少なく、諸事自由な暮らし向きであること、また藩内の「仕置」は「大様」であり、家民も安全に生活を営んでいるとしている。仙台藩の家老について、ここでは伊達氏、片倉(小十郎)のほか、寛文11年(1671)に発生した原田甲斐宗輔の酒井邸刃傷事件に居合わせた柴田、古内の名が記され、この他は「執職多シ」としている。実際の仙台藩においては、この他にも多数の一門や奉行が存在しているが、『武家勸懲記』では、特に知名度の高い人物を挙げて記述しているものと思われる。

元禄3年(1690)に成立した『土芥寇讎記』は本編42巻と「目録」から構成される。若尾氏の分析によれば、『土芥寇讎記』には『武家勸懲記』からの記述の継承がみられるものの、『土芥寇讎記』以後の「大名評判記」への記述の継承はみられず、他の「大名評判記」とは異質の成立事情をうかがわせている〔若尾2007b〕。また、『土芥寇讎記』の大名に対する記述は、他の「大名評判記」に比べて辛辣な批判が多いのも特徴である。

『土芥寇讎記』5巻における伊達家の記述をみると、藩政に関する調査項目の中に「家中ノ風俗」に関する項目が加えられている。この中で、仙台藩家臣団の言葉遣い、立ち居振る舞いは「無骨」

表2 「大名評判記」にみる仙台藩に関する記述の変遷

	内容*番号は本文2章2節における『武家諫忍記』と対応
武家勸懲記	① [家伝] 山陰中納言…正宗一忠宗一綱宗一綱基 (28代) 本知六十万五千石余、但シ三万石伯父田村隠岐守ニ配分ス
	② 新地開莫太、諸運上課役等凡百万石余ニ及フト聞ユ、往昔ノ検地タル故、其分量計リ難シ
	③ 米売生払トモニ下々、所ニ依テ少宛ノ違有、年貢所納不同
	④ 家中へ大概地形ヲ与フ、在江戸ノ年人有扶持外ニ、雑用銀ヲ渡ス、或ハ道中上下ノ路銀已下、種々宛行有トイヘトモ、百石取ノ分限金子二十両ノ内ト聞ユ、新参士三百石ト云テモ、僅カノ事也、故ニ身上成難シ、サレトモ地広シテ新田畠ヲ発シ加へ、国住勝手ヨシ、惣テ番等遠クユルカセニ、役義スクナク遠国ナレトモ、諸事自由叶フ
	⑤ 國中禽獸魚柴薪多、其外産物有、土地中
	⑥ 国家ノ仕置大様ニシテ家民安全也
	⑦ 城本国ノ南海辺繁昌ノ地ト聞ユ
	⑧ 家老伊達氏・片倉・柴田・古内等其身執職多シ
土芥寇讎記	① [家伝] (藤原) 鎌足…山陰中将匡房 (政朝) …晴宗一輝宗一政宗一忠宗一綱宗一綱村 彼は都合六拾二万石余。高之内三万石伯父田村隠岐守宗良ニ配分之事、別館ニ記 ^レ 之。
	② 新地開諸運上課役掛 ^リ 物等凡 ^リ 百万石余 ^ト 聞フ。去 ^レ トモ、往昔ノ検地タル故ニ、其ノ分量儘 ^シ 難 ^シ 計 ^リ 。
	③ 米能 ^ク 生ズ。払 ^ト 下 ^ク 也。近江ノ常陸ハヨシ。依 ^テ 所々 ^ニ 少々有 ^リ 相違。年貢所納又不 ^レ 同 ^シ ナリ。
	④ 家中へ大概地形ヲ下ス。在江戸之年、人有 ^リ 扶持。外ニ雑用銀ヲ渡ス。或ハ道中上下之路銀以下種々宛行アリト云 ^レ トモ、百石之物成都 ^ク 金子廿両之内外ト聞ク。新参ノ士、縦 ^ニ バ三百石取 ^ト 云 ^レ トモ、僅ナル故 ^ニ 身上難 ^シ 成 ^リ 。去 ^レ トモ地面広 ^ク シテ新田畠ヲ起シ、手作スル故ニ、国住ノ人ハ勝手ヨシ。惣ジテ人多 ^ク 故、番等遠ク、忽緒ニ、役儀少シ。遠国ナレトモ諸事自由叶 ^フ 。
	⑤ 國中ニ禽獸魚柴薪多 ^ク 、其 ^ノ 外有 ^リ 産物。土地中也。
	⑥ 国家之仕置宜シ。但シ以前ハ領中ノ金銀ヲ悉ク領主ノ方へ取り納、札ヲ以売買シケル故ニ、諸人迷惑スル由、江戸中其ノ沙汰不 ^レ 宜。然ル処ニ、近年ハ其ノ金銀悉ク本主ニ被 ^レ 飯サ。庶民喜ブト云云。家中ノ風俗不 ^レ 宜シカラ、物謂 ^フ 立チ廻 ^リ 以下、座配無骨ニ見ユル。但シ江戸詰ノ者ハ立チ振 ^ル 舞ヨシ。然レ共、他ノ家中ニ准ジテハ劣 ^リ 。此ノ国主ハ領地ヨリモ士卒若干多シ。雑兵十四五万人余モ可 ^レ 有 ^レ 之哉之由、風聞ス。家中諸事大様也。
	⑦ 城本ハ国之南、海辺也。繁昌之地ト聞 ^フ 。
	⑧ 伊達安房・片倉小十郎
諫懲記後正	① [家伝] 天津屋根専…(藤原) 鎌足…山陰中将朝正一仲正一安親一為盛一筑前守定任…朝宗 (伊達次郎) 一中村常陸介宗村 (念西) 一義広一伊達太郎藏人政依…大膳大夫政宗一氏宗一持宗一成宗一尚宗一種宗一晴宗一輝宗一政宗一忠宗一綱宗一綱村 *②~⑧に該当する項目なし
武家諫懲記後正	① [家伝] (藤原) 鎌足…山陰中将政朝…藏人朝宗一常陸介宗村…大膳大夫政宗…種宗一輝宗一政宗一忠宗一綱宗一綱村一吉村 (31世) 仙台領地高六十二万五千石、其郡数二十一郡村数合テ九百九十四ヶ村、此外十五濱十三濱加入、都合千二百二十ヶ村、凡ソ陸奥半国ヲ領シ、外ニ常州江州ニモ領分有 ^レ 之、高三万石田村下総守顕誠ニ配分ス、
	② 惣テ新地開莫太運上課役等凡百万石ノ余ニ及フト聞ユ、往昔ノ検地タル故猶其分量難 ^シ 計 ^リ
	③ 米売生シ共ニ下々所々ニ依テ少宛ノ違アリ、
	④ 年貢取納不同家中へ大概地形ヲ与フ、在江戸ノ年人有扶持外ニ雑用銀ヲ渡ス、或ハ道中上下ノ路銀已下種々ノ宛行有 ^リ 、小身ノ侍万端合力不同タリ、其勤ニ随テ近年殊ノ外困窮ニ及フ、百石取モ地形ヲ擬行ル、其分限ニ随ヒ官位仕程ニ相聞ルトイヘ共、是又内所殊外 ^ニ 、惣テ百石取ト云モ米売下直ユヘ当時絶ノ金子ニナル、此節諸国一國ニ不 ^レ 勝手トイヘトモ取分ケ近比ハ家中手詰ルト云フ沙汰也、家中ノ者多ハ身上成カタシ、近年松岡新左衛門ト云ヘル大勤者出来テ屋形ノ身上趣少々取直スト云フ内ニ打続キ火災ノ變有 ^レ 三ヶ所四ヶ所ノ屋敷トモ及 ^テ 焼失シカハ当時殊外不如意ノ沙汰也、然ルニ国元ハ地広クシテ新田畠ヲ発シ加 ^ヘ 国詰ノ者ハ江戸勝手ヨリ少々内所宜シカ、惣シテ番等遠クユルカセニ役義スクナク遠国ナレトモ諸事自由叶フ、
	⑤ 國ニ禽獸魚柴薪等多シ、其外産物色々出来シ、土地中
	⑥ 国家ノ仕置大概ニシテ家民安全也、
	⑦ 城本国ノ南海辺繁昌ノ地ニシテ諸用タリ勝手ヨシ
	⑧ 家老 伊達氏数人・片倉・柴田・茂庭・古内 ^(7*) 等其内執事多シ、此家ハ襄祖政宗以来ノ余風備 ^リ テ、自余ノ家風ト違ヒ、以 ^テ 外重キコト共ナリ、奉行職者ノ合体シタルコトハ、屋形モ綺フコト不 ^レ 叶、又屋形ノ指面ニテモ、右奉行職ノ者合点致サ、ルコトハ受用無 ^レ 之ト云フ

にみえると評している。また、仙台藩では「領地ヨリモ士卒」が多く、有事には雑兵14～15万人を動員できるとの風説があると述べている。仙台藩伊達家については、江戸幕府開府後も初代政宗に対して度々謀反の噂が立っており[平川2010]、元禄期においてなお残る、仙台藩に対する軍事的な警戒心というものがうかがえよう。このように『土芥寇讎記』の記述の背後には、幕府からみた地方の風俗に対する観察的視点や、地方大名に対する軍事的な警戒感を読み取ることができよう。

元禄14年(1701)に成立した『諫懲記後正』は、本編30巻と総目録で構成される。他の「大名評判記」と比較すると、その家伝が大幅に加筆される一方で、大名の居城や所領に関する記述を欠いており、大名個人およびその家柄に特化した、いわば紳士録としての性格が強い書物といえる。『諫懲記後正』2巻における仙台伊達家の記述をみると、伊達家の始祖である「山蔭中納言朝正(政朝)」の子孫「朝宗」が奥州合戦に参加して「奥州伊達」に居住し「伊達次郎」と号したことに始まるとしている。その子「中村常陸介宗村」は常陸国に住居して、法号を「念西」としている。朝宗以後の内容については寛永18年(1641)に伊達家が幕府に提出した『寛永諸家系図伝』などをもとに記述したと考えられる(注4)。

『武家諫懲記後正』は享保17年(1732)に成立、寛保2年(1742)に加筆され、本編99巻と「目録・序」および附録20巻から構成される。その特徴としては、家伝の部分、とりわけ幕府の手伝普請や儀礼への参加について、月日および贈答の品々に至るまで詳細な記述がなされ、さながら大名の勤功書という性格の書物となっている。

『武家諫懲記後正』5巻における仙台藩の記述は、石高のほか、郡村数に至るまで細かく記述されており、加えて藩の財政について、「近年松岡新左衛門ト云ヘル大勘者」により「屋形ノ身上」も少々取り直したものの、度重なる江戸屋敷の焼失によって「殊外不如意」であると記している。ここで述べられる松岡新左衛門安時は、吉村代に仙台藩の出入司を勤めた人物であり、買米政策による財政再建を吉村に建言した人物である。また、仙台藩では享保3年(1718)に江戸上屋敷、享保8年(1723)には江戸麻布屋敷、享保9年(1724)には上屋敷と木挽町屋敷が類焼して藩財政を圧迫し、様々な財政再建策が試行錯誤されていた[『宮城県史』1966:438-440]。『武家諫懲記後正』は、こうした大名や藩政の動静について、可能な限り多くの情報を盛り込もうとしているのも特徴である。

このように、一連の「大名評判記」を比較すると、『武家諫懲記』の形式を基礎としながら、時代をおって変化する大名家の実態や、家伝に関する詳細な分析など、多様な情報が付け加えられている。また、それぞれの「大名評判記」の性格については、記述の微妙な差違から、勸善懲悪の教訓書、大名の紳士録、大名の勤功書といった編纂意図の相違を読みとることができよう。

2.4. 「大名評判記」に描かれる「伊達騒動」

万治3年(1660)から寛文11年(1671)にかけて、仙台藩ではいわゆる「伊達騒動」による政治的動揺が続いていた。本論と深く関わるので、まず「伊達騒動」の流れをおさえておきたい。万治元年(1658)、伊達忠宗が没し、その子綱宗が3代藩主となった。しかし、藩主就任直後か

ら綱宗は酒色に耽溺して不行跡が多く、家臣団の諫言や親族大名の忠告、さらには幕閣からの注意をうけてもその行動はおさまらなかった〔平川 1994、2002、『仙台市史』2003：12-26〕。親族大名である立花忠茂と、幕府から綱宗の叔父伊達兵部宗勝および仙台藩家臣団は、綱宗の隠居を幕府に願ひ上げ、万治3年（1658）7月18日に幕府は綱宗に対して逼塞・閉門を命じた。8月25日には、幕府から綱宗の隠居と、その子亀千代（のち綱基、綱村）への仙台藩相続が命じられ、伊達宗勝と綱宗の兄である田村宗良が後見役となったが、やがて伊達宗勝が仙台藩政を掌握したことにともない、家臣団内部の対立が激化することになる。寛文10年（1670）、登米伊達氏との谷地論争の裁定を不服とした涌谷伊達家の伊達安芸宗重は、伊達宗勝の非政を幕府に訴え出た。寛文11年（1671）3月26日に幕府大老酒井忠清邸で老中審議がおこなわれた際、宗勝派の仙台藩奉行原田宗輔が、突如として伊達宗重を殺害した。これにより、伊達宗勝は藩政混乱の責任をとわれて土佐へ配流、その子宗興も豊前小倉へ配流となった。一方の後见人である田村宗良も閉門を命じられたが、寛文12年（1672）に許されている。

この「伊達騒動」は同時代から世間の耳目を集め、この事件を題材とした「伽羅千代萩」に代表される歌舞伎や浄瑠璃の演目は好評を博した。その中で、伊達宗勝や原田宗輔らは御家乗っ取りを計画する「悪人」、対する伊達宗重はその陰謀を阻止する「忠臣」として描かれることになる。本節では、「大名評判記」における「伊達騒動」の描写の変遷から、同時代における「伊達騒動」に対する認識と、その変遷をみていくことにしたい。

まず、延宝3年（1675）に成立した『武家勸懲記』伊達綱基（綱村）項における「伊達騒動」に関わる記述をみていこう。

…綱宗相続セラレ陸奥守ト改メ少将ニ任セラレ、屢勤功ノ処ニ万治三年七月十八日故有テ逼塞シ、跡式息亀千代ニ賜ル、此時ニ至リ兵部少輔・隠岐守被召出、亀千代領地ノ内三万石宛分被下、後見ヲ可仕旨、上意ニ依テ兩人交替シテ相勤ム、兵部太輔一関、隠岐守岩沼ニ住居ス、寛文九^{〔年〕}十二月九日亀千代少将ニ任セラレ、陸奥守綱基ト改メ称ス、爰ニ於テ父綱宗若狭守ト号スト云々、爰ニ兵部宗勝邪心ヲ挟ミ、綱基ニ対シ逆犯ノ子細有シテ、一族ノ伊達安芸ト云人聊カ心ヲ不変、御当地へ候シテ公儀ニ訴達ス、于時寛文十一年四月、酒井雅楽頭宅ニ於テ綱基家臣彼是対決ニ及ヒ、原田甲斐守、安芸ヲ討、古内志摩是ヲ切留、兵部太輔謀計露見シ、罪究テ兵部ヲ松平土佐守へ、息市正小笠原内匠頭へ御預ケ也、隠岐守モ暫閉籠ストイヘトモ、誤リナキ故無程被召出、右一関領綱基高ノ内タルニ依テ被返下、従其国家静謐ス

（愚評部分）…父綱宗血氣ノ勇将タル故行跡不宜ニ乗シテ、伯父宗勝ノ邪氣横逆ニ、誰レ譜代従傳ノ家臣等、是ニ同シテ才智如セラレ、卒尔ニ隠居セラレ、畢竟家民ニ和ナキニ依テ人疎シ、隔テ此謀計ニモ同意シモノカ、当綱基代ニ至リ宗勝悪逆超過シ、伊達安芸カ忠慎ノ段々公義ニ通達セシメ、兵部父子遠流ニ処セラル、世ニ知之所也、此時ニ及ヒ、数代連綿絶セントアヤフム所ニ、父祖ノ忠義且ハ幼少タルニ宥メラル、ニ依テカ国家静謐ス…

『武家勸懲記』では、万治3年(1660)の綱宗の逼塞について、本文部分では「故有テ」とのみ記し、原因を明確にはしていないが、愚評部分では、綱宗が「血氣ノ勇將」ゆえに不行跡が多いことに乗じて、宗勝の「邪氣横逆」に家臣らに取り込まれて綱宗を隠居させたとしている。その後、宗勝はさらに「邪心」をおこし、綱基(綱村)に対して「逆犯」を企てたが、伊達宗重は宗勝に惑わされず、「御当地」(江戸)へ訴え出た。原田の刃傷事件の後、宗勝の悪事が露見し、処罰をうけることになったとしている。ここでは、権謀術数を用いて綱基に対する「逆反」を企てた人物として描写され、対する伊達宗重は「忠慎」の人物として評価されている。

また、もう一方の後見人であった田村宗良は、閉門処分となったものの「誤リナキ故」に程なく召し出されたとしている。ここで『武家勸懲記』20巻における田村宗良の記述もみておこう。

宗良文武ヲ少々学ヒ行跡静也、サノミ發明ト云ニハ非ス、家民悪義ナシト云々

愚評議曰、文武ヲ少々学ヒ、行跡静カ成事道ニ達シ、理ヲ弁ヘ慎ミ深キ將ト見ヘタリ、…又サノミ發明ナラスト記ス、内ニ徳有人ハ謂行シツカニ、事々謙退ヲ守ルハ發シテハ見ヘサル物也、…即チ当来比シテイハン、伯父兵部ハ發明過テ科ヲ招ク、今陰州發明過サレハ、其身全シ此ヲ以テ計リ知ヘシ、外見ノ評ハカツテ内証ニ不通、只自己ノ心ヲ直ニシテ佗ノ心中ヲ料簡スヘキモノカ

ここで、宗良について、文武両道を「少々学」び、その行跡は「静」であり、領民に対する藩政も「悪義」はないとしている。ただし、宗良はとりたてて「發明」とはいえない、つまり利発とはみえない大名であるとされている。さりながら「愚評議」では、宗良はあまり「發明」でないようにみえるのは、内に徳を秘めている人物であるとして、その対極として「伊達騒動」で失脚した「兵部」(伊達宗勝)はあまりに「發明過」ぎっていたため、かえって災いを招いたのだと記している。「大名評判記」における「發明」という評価は、場合によっては肯定的なものとはならないことを示している。

元禄3年(1692)に成立した『土芥寇讎記』の伊達綱村の項では、「伊達騒動」に関する記述はさほど多くはないが、綱宗の逼塞、隠居について、次のように記述している。

…同二年己亥六月始^テ入部。翌年庚寅^{スヂカキ}神田直違橋御堀普請被_レ仰付_レ。然^ルニ綱宗不行跡之由、伊達兵部少輔並^ニ家人共訟^ヘ公儀^ニ、願^フ隠居^ヲ。則閉門被_レ仰付_レ。同八月廿五日綱宗ニ隠居被^ラ仰付_レ、二歳之嫡子亀千代家督相續^ス。其^ノ身^ハ武州之南品川館ニ蟄居^ス。…
(評説部分) …前^{トリ}奥州綱宗之悪名ヲ取、隠居セラレシモ、皆近習ニ奸曲ノ輩有テ、色欲之事ヲ勸シ故也。先車ノ覆スハ後車ノ禁メナレバ、慎ミ可^{ツシ}有^ル事也。…

『土芥寇讎記』は、綱宗が藩主就任後、「神田直違橋」(小石川堀)の手伝普請を命じられたこと、その後不行跡により、伊達宗勝らからの訴訟があったことが記される。また、綱宗の好色の悪名

について、「近習」がこれを勧めたためとしている。事実、綱宗の逼塞については宗勝がその中心的役割をはたし、また綱宗逼塞後は渡辺九郎左衛門ら4名が綱宗に悪事を勧めたとして誅殺されている〔『仙台市史』2003:24〕。綱宗の逼塞が彼の不行跡にあることは、伊達家縁故の大名達においては既に周知の事実であり、こうした『土芥寇讎記』の記述には大名層の認識を反映させているものと考えられる。加えて、『土芥寇讎記』の記述で興味深いのは、伊達宗勝に対する悪人の描写がみられない点である。しかも、『土芥寇讎記』28巻の田村宗良の子・田村宗永の項では、「以前善人ト云ハレシ伊達兵部少輔、発明過テ招ク科ヲ。」と記している。巷間では既に悪人イメージの定着している伊達宗勝に対し、かつては「善人」であったことを記述する『土芥寇讎記』の描写には、かつて宗勝と縁故のあった人物の評価が含まれていることをうかがわせる。

元禄14年(1701)に成立した『諫懲記後正』では、後述するように当時の藩主である伊達綱村に大きく筆を費やしており、「伊達騒動」に関する記述はわずかである。特筆すべき点としては、他の「大名評判記」では、刃傷事件において原田宗輔を討ち取った人物を、仙台藩奉行古内志摩としているのに対し、『諫懲記後正』は「嶋田出雲守ガタメニ被_レ討タリ」と、この評定で申次役を勤めていた幕臣・島田出雲守利木としている。これは、幕府の公式記録である『寛文日録』において原田宗輔を討ち取ったのを島田利木とする説を採用したものであろう〔大槻1910:970-971〕。

享保17年(1732)に成立、寛保2年(1742)に加筆された『武家諫懲記後正』では、『武家勸懲記』の記述を原型とし、以下のように加筆している。

…爰ニ伯父兵部少輔宗勝大邪心ヲ挟ミ、綱基ヲ押込吾子東市正宗興ヲ世ニ立ント逆犯ノ子細有シヲ、家臣伊達安芸宗重ト云フ者聊カ心ヲ不受シテ武府ニ来テ訴達ス、于_レ時寛文十庚戌年三月二十六日、酒井雅楽頭忠清宅へ老中諸役人列坐有テ、綱基ノ臣彼是对決ニ及ヒ、原田甲斐ト云ヘル逆臣忽チ安芸宗重ヲ殺害之ス、古内志摩切_レ留之_レ於_レ、是兵部少輔宗勝悪逆忽チ露_レ顯シ罪科難_レ遁、同四月三日配_レ土佐国_レ松平土佐守豊昌預ル、于_レ時五十歳、息東市正宗興ハ配_レ豊前小倉_レ預_レル、小笠原遠江守忠雄_レ、于_レ時二十三歳、田村隱岐守宗良モ暫ク閉門ストイヘ共、誤リナキ故無_レ程被_レ召出_レ右一関領綱基高ノ内タルニ依テ無_レ異義_レ被返下、夫ヨリ国家静謐ス…

『武家諫懲記後正』の記述では、綱宗逼塞の後、伊達宗勝が「大邪心」をおこし、綱基を押し込め、我が子宗興を仙台藩主の座につけようという陰謀があったと記述されている。先の『武家勸懲記』と比較すると、宗勝の悪人としてのイメージが増幅されるとともに、その陰謀の具体的内容にまでふみこんで描写されている。ただし、宗勝が我が子を藩主の座につけようとしたとする根拠は史料上確認されておらず、これは当時の「伊達騒動」に対する巷間の風説を取り入れたものと考えられる。こうした『武家諫懲記後正』における伊達宗勝に関する描写の変化には、時代の経過とともに、「逆臣」としてのイメージが肉付けされていく様子がうかがえよう。同時に、「大名評判記」の記述が必ずしも綿密な調査に依拠したものではなく、巷間の風説に多分に影響

されながら記述されていく様子を見ることが出来る。さらに宗勝の「逆臣」というイメージの増幅により、一方で伊達宗重の「忠臣」というイメージもさらに補強されていったものと考え得る。それは、次章で述べるように、成長した亀千代こと伊達綱村と宗重の子・伊達安芸宗元の対立にも、少なからぬ影響を及ぼすことになる。

3. 「大名評判記」における「明君」像とその受容について

3.1. 「大名評判記」における伊達綱村の記述をめぐって

3.1.1. 『武家勸懲記』における伊達綱村の記述 —綱村少年期—

本章では「大名評判記」における仙台藩主の評価とその変遷、加えてそこに描かれる理想的為政者像、すなわち当時の「明君」像について考察していく。同時に、実際の家臣団における「明君」像と対比して、両者の相違点についてみていくことにする。

まずは「伊達騒動」の際に藩主の座についた伊達綱村（幼名亀千代、綱基）についてみていこう。先述の通り、亀千代は父綱宗が幕府に隠居を命じられたことにより、わずか2歳で藩主の座についた。これにともない仙台藩家臣団内部では、亀千代の教育について議論が交わされることになる。

寛文3年（1663）、病に倒れた仙台藩奉行の伊東新左衛門重義は、その遺言の中で「御家の治乱之根本は、専一 亀千代様之御明闇之二により申候間、唯明将に被為成候様に、被_レ尽_二御心_一、能守立御申被成候儀、専一に御座候事」として、伊達家の命運は亀千代の「御明闇」にかかっており、家臣団が亀千代を「明将」として守り立てるべきとしている（注5）。寛文6年（1666）、前年まで小姓頭であった里見十左衛門重勝が、伊達宗勝・原田宗輔に対して藩政批判を展開、その中で里見は当時の仙台藩における学問不要論を批判し、「御家之浮沈ハ、亀千代様御行跡ニ相極」るのであり、藩内の学者を亀千代の側近くに仕えさせ、「御心根之御取立を肝要」としている（注6）。また、宗勝が里見を処断しようと計画した際、伊東七十郎重孝は里見を弁護し、かつて「綱宗様御行跡悪」しく、伊達家の家名に傷をつける事態となったのは、古代中国の「聖人」の言葉に「そむかせられ候故」であり、「せめて亀千代様を御明君に被_レ為_レ成候様に守立」てるよう、亀千代に学問を修得させる環境を与えるべきとしている（注7）。

このように当時の仙台藩では、幼少の亀千代をいかに「明将」あるいは「明君」として育てるかが家臣団の重要な関心事となっていた。事実、亀千代こと綱村は学問修得に熱心に取り組み、寛文年間には林家門人である横山栄伯を侍講として学問を学んだ。延宝2年（1674）には、綱村は江戸藩邸に御座の間を作って孔子の聖像を掲げ、みずから講釈を始めるまでになっている。こうした積極的な学問活動によって、大名として自己形成を遂げる少年期の綱村について、『武家勸懲記』は次のように記している。

綱基若年タリト云ヘトモ、文武ノ道ヲ心懸、生徳寛然トシテ行跡正ク和順ヲ用ユ、愛恵ノ意フカシ、稲葉正則縁辺故、国ノ事家司濃州ニ窺ヒ達シテ執行、且又田村隠州トモ等シク守護セラレ、ト云々

愚評議曰、此将廿歳ニモ不及、然ルニ文武ヲ嗜ミ行跡正ク而モ愛恵ノ心深キ事、天性将タルノ器相備リ、生得寛然ト和順ヲ用ヒラレハ、是君子ノ法ニ叶ヘリ、長年ノ期必嘗レヲ也ニ発セラルヘシ、…令綱基若年タレトモ、主将ノ器量備リ行跡宜シク而モ、文道武法ヲ心掛有事、是国治り家全カルヘキ基ヒ也、就中縁坐ニ因国家ノ事トモ等稲葉正則ニ窺フトナレハ此将天下ノ執権タリ、然レハ内外不定有マシ、先年忠義ヲ重シ横死セシ家臣安芸ハ正宗末子故、芸州ノ息世一族ト云長臣ト云忠貞ト云旁以テ余ニ混セラレス、彼遺跡ヲ封賞有ヘキ事也

ここでは綱基（綱村）について、若年ではあるが、「文武ノ道ヲ心懸ケ」ており、また性格が良く行跡も正しい人物として描かれ、愚評部分においては「天性將軍タルノ器相備」わった人物として将来を期待されている。実際、延宝3年（1675）の初入部後も綱村は精力的に学問活動をおこない、儒書関係は『論語』、『孟子』、『中庸』、『近思録』、『書経』の講義をうけ、他にも浅井彦五郎から甲州流軍学、渋谷権七から闇斎流神学を学び、これらの講義は延宝年間までに432回に及んでいる。綱村の侍講を勤めた儒学者は大島良設・松田如閑・桑名松雲・内藤閑斎・田辺淳甫らであり、田辺希賢は延宝年間に始まる藩史編纂事業にも着手することとなる〔斎藤1977、『仙台市史』2003：86-87〕。こうした『武家勸懲記』の記述からは、「伊達騒動」時以来の家臣団の期待に応じて、積極的に学問活動に取り組み、「明君」として成長しようとする少年大名・伊達綱村の姿がみえてこよう。

なお『武家勸懲記』では、原田宗輔に殺害された伊達宗重について、「正宗末子」とする誤認があるが、その「忠義」を賞賛し、彼の一族および家臣達を「封賞」すべきであるとしている。ここに、「伊達騒動」を通じて形成された伊達宗重の忠臣イメージが、その子孫である涌谷伊達氏一族に継承されていった状況を確認することができよう。

3.1.2. 『土芥寇讎記』における伊達綱村の記述 一綱村青年期一

綱村の学問活動は、一方でそれに深くのめり込んでしまうという徴候があった。延宝3年（1675）に綱村は仙台城内に祠堂を建設し、祖先祭祀を儒式でおこなった。これに対し岳父稲葉正則は「祠堂被仰付、儒服被仰付候とやらん承候、今程世上ニ祠堂被致候所者、水戸などの外不承候、おもく被成候ハ、外之御仕置、其かくほとに無之候など、申候儀可有之候間、為御心得申進候」として、祠堂設置の例は水戸藩ぐらいのものであり、学問に深入りして藩政に影響を与えないように忠告している（注8）。

その後、綱村は天和元年（1681）より突如として儒学活動を停止、11月に黄檗宗月げっこう道念と初めて対面して以降、急速に黄檗宗へと傾倒することになる。その背景には、既に黄檗宗に帰依していた稲葉正則の影響があったものと考えられる。天和2年（1682）、綱村は稲葉正則の仲介

で鉄牛道機と対面、天和3年(1683)には太空因縁殿を建設し、祖先崇拜を仏式でおこなうこととした[尾暮2000]。時を同じくして、仙台藩では綱村と同様に黄檗宗を崇敬する古内造酒祐重直が台頭し、天和2年(1682)に若年寄となって名取郡岩沼に1万石を拝領した。こうして綱村は藩主親政体制を構築し、天和3年(1682)より「羽書札」(藩札)を発行するなどの改革政策を打ち出している。[『宮城県史』1966:404-420、『仙台市史』2003:80-91]

こうした綱村の親政体制と改革政策に対し、貞享3年(1686)涌谷伊達氏の伊達安芸宗元とその子兵庫村元、岩谷堂伊達氏の伊達薩摩村隆が藩政批判を展開し、古内重直の排斥を訴えて諫言書を提出した。この中で、綱村は先の儒教による祠堂建設について、藩政の障害とはならなかったとはいえ「御先代^ニ無之^ニ」ことであったと批判、黄檗宗への傾倒以後は、近習に「御授戒御座禪」の執行を命じるなど「御城中則寺院同前」になってしまったとし、これらの宗教活動にのめり込む綱村の行為を「御大名ニ不被為似合御事」として諫言した。また、禅僧「大鳳」に師事した頃は、城下市中に罪人が多く「梟首」を命じられたと思えば、今度は重罪人が助命されるなど、「御政道両様^ニ御座候」と批判している(注9)。結果、綱村は諫言を受け入れ、同年閏3月に古内重直を更迭、貞享3年(1686)には「羽書札」を通用禁止とし、貞享4年(1687)以降は仏式による祠堂御祭を停止している。

元禄期に入ると、綱村は5代将軍徳川綱吉の儒学興隆政策に倣う形で、元禄3年(1690)より再び儒学活動を再開、元禄6年(1693)には大島良設らに束髪を命じた。一方で綱村は黄檗宗への信仰も保持し、元禄10年(1697)には鉄牛を仙台に招聘し大年寺の開祖とするなど、儒教・仏教の両立をはかっている。

この時期の綱村について、『土芥寇讎記』では、次のように記している。

綱村、生得才智利発也。文武両道共ニ心掛アリ。家督之後初^テ入部之時、彼^ノ国ニ遁世者ノ法師アリ。綱村渠^ヲ師トシテ仏法執行アリ。被^レ僧奸計悪人タリ。故ニ已ニ諂諛スル輩ヲバ、悪ヲモ善ト称シ、己^レニ道従スル者ヲバ、悪ナレドモ善ト執^リ成^ス。故ニ士農工商ニ不^レ限^ラ、或ハ被^レ罪^セ、或ハ被^レ追放^セ者多クシテ、四民共ニ及^ラ難儀ニヨシ、於^ニ江戸ニ専^ラ其ノ風説甚^ダシカリテ、彼^ノ僧ヲ追放シ、且^ツ身ノ行跡ヲモ被^レ改^ム。故ニ家風忽^チ直ク成テ、仁心起リ、家民哀憐之心深ク成テ、万民喜悅スト云云。当時ハ学文ニモ情ヲ出シ、道ヲ守^ル執行セント心掛ラル。故ニ政道モ順路ニ成テ、作法ヨシト有^リ沙汰^ニ。若年之時少々失アル事ハ苦^シカラズ。当時淳直ト成^リ給フ事、誠ニ手柄ト云^フベシトテ、世人称美甚^ダシト也。

世俗評シテ云ク、綱村文武之道両道ヲ専^ラト学ビ嗜マル、事、誠ニ主将之器ト可^シ謂^フ。…今綱村専^ラ文学ヲ心ニ掛ケ、道ヲ学^バントセラル故ニ、仁義礼智信ノ五^ツノ常ニ守リ、士民ヲ愛シ、悲義之政道ナキハ、良将也。若年之時少々悪キ作法アリト沙汰セシモ、改^メラル故ニ、今善政之由ヲ沙汰ス。…又武道ヲ心掛、武芸ヲ専^ラトセラル事、是又主将之器也。…如^キ斯事ヲ簡シテ武芸ヲ励^ムルト見^ヘタリ。誠ニ善将ト云^フベシ。唯近臣出頭人ノ善悪ヲ能^ク知^ルヲ、主将ノ第一トス。…今善将ノ聞アレバ、一入^ッ敬^ムアルベキ事ニヤ。

『土芥寇讎記』は、綱村の人物像について、性格は「才智利発」であり、文武両道については「共ニ心掛」があるとしている。天和・貞享期における綱村の黄檗宗への傾倒と藩政の動揺は、彼が師事した「法師」が「悪人」であったためであり、士民ともに「難儀」に陥ったという風説が江戸に及んでいたと記している。ただし、この「僧」を追放した後は、綱村の行跡は改まり、藩政も安定しているという。近年の綱村は学問活動も再開しており、かつての過ちから挽回したことが「手柄」であるとして、世間では讃美されているという。また愚評部分においても、文武両道の修得と藩政の安定をもって「良将」、また武芸を奨励するその姿勢から「誠ニ善将」と評価している。『土芥寇讎記』の記述によれば、元禄期の綱村は、対外的には再び「良将」・「善将」としての評価を取り戻していたといえよう。

一方で、仙台藩家臣団の綱村に対する認識はどのようなものであったのだろうか。元禄3年(1680)12月10日、病床にあった一門衆筆頭の石川大和宗弘が奉行衆にあてた遺書では、綱村が「諸事御明智ニ被成御座候故」に自ら藩政へ介入し、そのため家臣が遠慮して意見を述べられなくなってしまうことが「御政道之障」になっていると述べる。続けて、「御静謐之御世」においては「大名ハうときカ不苦」ものであり、むしろ「うとき大名」の下では家臣達は同役と相談し、それぞれの役人が責任をもって果たすようになるので、「道理」のある方向に藩政が誘導されるのだとしている。また、先の綱村の儒学・仏教への傾倒について、大名は「御持国御治」めることが第一の役目であるから、神道・仏教・儒教などの「一道ニ御なつミ無之様」にと、宗教行為への没入を戒めている(注10)。

ここに、「大名評判記」にみられる理想的大名像と、実際の藩政の場における理想的大名像の乖離をみることができよう。『土芥寇讎記』をはじめとした「大名評判記」では、才智利発であり文武両道で藩政を主導する綱村を「良将」や「善将」として評価している。事実、幼少期の綱村は、当時家臣団に望まれたように、積極的な学問活動によって自己形成し、「明君」として成長したはずであった。しかしその成長した綱村に対し、家臣団からは、その「御明智」な性格が藩政の障害とされ、むしろ「うとき」大名であることを望む声があげられていたのである。

3.1.3. 『諫懲記後正』における伊達綱村の記述 一綱村壮年期一

元禄期、一時は安定した綱村藩政であったが、程なくして再び一門衆からの強い反発をうけることになる。元禄6年(1693)、伊達宗元・村元父子らを中心とした一門衆が綱村に対して再度諫言し、綱村親政体制の弊害、近習の重用、小過まで見過ごさない性格の綱村による恣意的な人事交代、貞享年間以降の課役の頻発による負担、頻繁な屋敷替を批判した。これに対し綱村は、自らの「我儘」と「短慮」を謝罪している[吉田1998a]。しかし、綱村と一門の対立は激化し、さらに綱村の暴力や奇行などの異常行動も危惧されたため、一門衆は綱村の乱心を理由に元禄10年(1696)には強制隠居を要求、綱村の刀・脇差を没収する事態となった[吉田1998b]。この時期の綱村について、『諫懲記後正』は次のように記している。

綱村文武両道ヲ学ヒ行跡正シク利根發明過タリ、生得短慮ニシテ、弓馬ヲ嗜ミ、武勇ヲ好ミ、家士ヲ励ス事常躰ニ非ス、智オアリ、国家ノ政道専ラニシ、氣ヲ万卒ニ配テ其理ヲ正シ、非義ナク所行セラル、旧記ヲ尋求メ、歌道ヲ志シ、一廉器量ノミ有將ト見ヘタリ

愚評曰…去ハ綱村本文ノ通りナランニ論スル所ナシ、然レ共生得短慮利根發明過タリトナレハ、所行ニ於テ少々覚束ナキト云リ、…傳曰此將先年儒学専ラニシテ在所ニ孔子堂ヲ造立、一向孔子ノ時代モ此有ン抔云所ニ、月光ト云禪僧出テ如何諫メケルニヤ、彼孔子堂ヲ破壊シテ儒道ヲ止ラレ亦仏法ヲ貴依シ、其法ニ因ミ參得セント欲シ、工夫ノ床ニ座禪ノミ故ニ從臣等ヲ始メ近習ノ士児小性ニ至ルマテ何モ前ニ線香ヲ立テ、急度座禪ス、是偏ヘニ僧舎ニ同シ、依レ之放鷹・狩場其外殺生ヲ停止シ、勿論家士民間ノ仕置・武事疎略ノ躰ニテ、唯日夜朝暮座禪ノミ誠ニ佛学最中タリ、然レハ家国ノ政道モ緩怠アリ、世間ノ唱ヘ少々可_レ有_レ之歟ノ所ニ、舅稲葉美濃守正則、此旨ヲ聞テ如何志慮ノアリケルヤ、大寶ト云ヘル隱元流ノ僧一人仙臺ニ下リ来テ綱村ニ謁ヘ、亦々何ノ事ヲカ諫メケルニヤ、俄ニ彼ノ月光和尚ヲ退ケ、忽チ千變シテ座禪ノ謠ヲ覺シ、山野ノ狩ヲ催シ、家士民間ノ仕置日々夜々ニ理明ヲ正サレ、國家ノ政道嚴酷シ、其善惡ヲ探リ罪ノ輕重ニ依テ切腹・追放、或ハ禄ヲ減シ或ハ城下ノ居宅ヲ退ケ、或ハ閉門・蟄居、扱ハ遠嶋ヲ申付ルトテ領国ノ端ニ配流セリ、如_レ此ノ者共凡七八十人ニ及ベリ故ニ、綱村^{驛コトニ}早^{ケンコク}氣セラル由、専ラ江戸ニ沙汰アリシカバ、家人^{コソツ}拳^{ナゲカ}テ歎ハシク思ヒケル、此儀能々考ルニ、先其身若將故、彼是ト心移リ轉々シテ所行定ルコトナク、尤短慮ナレバ誰有テ差當ル^{イサ ス、メ}諫メ勸ヲ申者モナカリシ故歟、畢竟短氣モ氣随ノ餘リ也、是心意正直ニシテ惡名ノ唱ヘアリシコト右ニ記ス如ク、儒佛ニ浸リ暫ク政道緩怠ノ後、彼大寶ガ勸メニ依テ、俄ニ国政ヲ荒ニ給ヒシ故ヘト聞ユ、亦爰ニ其比ヨリ専ラ出頭盛シナリシ家来ニ、古内造酒助重直ト云者、本知四千石ヨリ段々褒美加恩ニ預リ、後ニハ一万六千石迄ニ取上、剩名取郡岩沼城主トナリ上見ヌ鷲ノ振舞、家中ノ者共惡_レ之タリ、誠ニ所行不義不道ヲ起シ、主君ノ寵愛ニ乗シ、己ガ愚意ニ任セ、様々ノ悪行ヲ勸メ申スニ依テ、家中物騒カシクナリシ所ニ、綱村先祖ノ連枝伊達安藝重宗^(實 伊達宗元)トテ貳万五千石ヲ領シ大名分ニテ脇屋城主タリシガ、彼造酒助ガ所行亦ハ大宝カ諫メ一々書留、先大宝ヲ追出シ、其後造酒助ヲ押込ント欲シ、身命ヲ抛テ数ヶ條ノ一巻ヲ差出シ、頻リニ綱村ヲ諫メ、終ニ造酒助ヲ押籠、取来ル加禄ヲ召上、本知バカリニテ領国ノ端ニ蟄居タラシム故ニ、家中安堵ノ思ヲナストナン、去ハ此安藝コト父安藝モ先年江戸ニ来リ、御老中ヘ差上、奥州家来共御僉儀ノ上對決アリ、時ニ原田甲斐宗輔^{奥州家臣}ト云者、非分ノ沙汰ニ究リシカバ、彼安藝ヲ切殺シ己モ亦嶋田出雲守ガタメニ被_レ討タリ、今按ルニ寛文ノ末、酒井雅楽頭殿宅ニテ喧嘩ノ有シト云フハ此事ナリ、然レハ彼安藝父子二代ハ當陸奥守殿ノタメニ無_二大_一ノ忠義ヲ盡セル者ナリ、亦候三四年以前ニモ綱村不義ノ行跡有テ、既ニ老臣ガ諫言ヲ用ヒ玉ハザル寸バ、言上ニ及ヒ陸奥守隱居ヲ願ヒ越前守家督ト定メシカ共、綱村其諫ヲ用ヒ給フノ故、其以後国家靜謐ストナリ、是右本文ニ見ル如ク利根發明過タル故、其理ニ迷フト見ヘタリト云云、最早四十餘ニ及ヒ玉フノ間、能々勸弁セラレ、慎ミ有テ所行不義ナク、仁政ヲ施シ玉ハズンバ不_レ可_レ有トナリ…

『諫懲記後正』の本文における綱村の評価は、文武両道であり、行跡も正しく、歴史・和歌にも志があることが讃美される一方で、欠点として性格が発明過ぎ、短慮であることを指摘している。特に、本文末尾において綱村を「器量ノミ有将」とする評価がされているが、ここは外見的には「器量」こそはあるが、大名としての実態がともなっていない人物である、と解釈すべきであろう。

また「愚評」部分において、本文の通りであれば「論スル所」は無いが、その性格が「短慮」であるとして強く戒めている。さらに、先に述べた綱村の儒教と黄檗宗への傾倒、天和・貞享年間における古内重直の重用による綱村専制政治の展開、これに対する伊達宗元らの諫言と古内重直の失脚、元禄10年（1696）の綱村に対する強制隠居の活動の経緯が詳細に記述されている。さらに、こうした仙台藩政の動揺の原因について、綱村が「利根発明過タル故、其理ニ迷フト見ヘタリ」とし、彼が発明であるがゆえに儒教や仏教などの「理」に迷っているとしている。

加えて『諫懲記後正』の記述では、綱村専政にともない台頭した古内重直が諸悪の根源として描かれる一方、綱村に度々諫言を試みる家臣達、とりわけ伊達宗元について、「伊達騒動」で横死した父宗重とともに「無二大一ノ忠義ヲ盡セル者」として讃美し、さながら第2の「伊達騒動」ともいうような形で描写されている。ここに「伊達騒動」以後も、世間の評判においては涌谷伊達氏イコール忠臣というイメージが定着している状況を見ることができる。

では、綱村自身は涌谷伊達氏についてどのような思いを抱いていたのだろうか。「伊達騒動」によって伊達宗勝が失脚した後、綱村は伊達宗重の忠節を顕彰し、伊達宗元に「尽忠」の額を宗重の墓所に掲げさせた。元禄11年（1698）にかつて伊達宗重が上訴した遠田・桃生の郡境について、宗重の意見が真実であったことが判明し、郡境は修正された。この決定に不服をもった登米伊達氏の伊達村倫（綱村実弟）に対し、綱村は「涌谷ハ忠義ノ家、其許ハ弟ナリ」として説得している（平1970:236-237）。

しかし、やがて伊達宗元・村元父子は常に綱村親政に抵抗する一門衆の中心人物となり、綱村との対立を激化させていく。伊達宗元らの度重なる諫言の結果、綱村の試みる新政策は挫折し、また彼らの強制隠居活動によって、綱村は元禄16年（1703）に養子吉村に藩主の座を譲り、隠居することになった。享保4年（1719）、臨終の床にあった綱村は、養子吉村への遺言において、仙台藩家臣団のうち「国之害ニ成可申と被思召候ハ、第一伊達安芸殿ニ而候」と語っている（注11）。この発言は自らを隠居に追い込んだ伊達宗元・村元父子に対する綱村の怨嗟であると同時に、仙台藩内外に「忠臣」としてのイメージが定着した涌谷伊達氏の存在が、綱村の政治生命を脅かすものであったことを物語っている。

3.1.4. 『武家諫懲記後正』における伊達綱村の記述 —綱村没後—

元禄16年（1703）に隠居した綱村は、麻布下屋敷に住まい、享保4年（1719）に没した。綱村没後に成立した『武家諫懲記後正』の記述の中で、綱村について次のように記している。

…綱村短慮ニシテ其行跡乱リカハシク、忠臣寄へ諫言ヲ加フトイヘトモ、聊承引ナシ、却テ暴徒ノ所為太シ、依之奥州奉行共令評定先綱村ノ腰刀ヲ密ニ取代ヘ田村右京大夫建蹟・稲葉駿河守正喬兩人綱村ヘ対シ密ニ隱居ノ事ヲ談セラル、ニ、拙者モ兼テ左様ニ存寄ルトノ揆揆也、依之右兩人大ニ案堵セシメ、夫ヨリ直ニ達公儀隱居ノ事奉願之、元禄十六癸未年八月二十五日如願隱居被仰出翌日改上総介經數日テ浅布中屋布移徒ス、…綱村隱居シテ甚タ禅法ヲ好ミ以テ祖考ヲ祭ルニ礼教ヲ重シ不遺遠、且子孫ヲ撫育シー家ヲ哀憐シ、常ニ器財ヲ翫ヒ且植珍樹、壘拵石、常住以遨遊テ残老ヲ樂メリ、享保四己亥年春ヨリ屢臥病床、虽然、常ノ勤メ怠ラス、朝夕以禅事參禅、怠ル、コトナシ、仙台ヨリ帰依ノ僧ヲ呼下シテ末期ノ問答ス、夏五月二十日以天年終フ、享^(ママ)年六十一、号大年寺肯山全堤葬瑞巖寺…

この記述では、「短慮」な性格で「忠臣」の諫言を用いず、「暴徒」のごとき行動の綱村像のみが記されている。先の「大名評判記」にみるような学問活動に積極的に取り組み、自ら藩政を主導しようとした「良将」「善将」としての綱村の評価は、ここには全くうかがうことができない。

では、仙台藩においては、没後の綱村はどのように語られたのだろうか。綱村に仕えた伊東節翁が、後年かつての主君について語った『節翁古談』の中に、綱村について問答した記述がある。この中で、伊東節翁は「肯山様（伊達綱村）と云御人は。文武二道は云に不_レ及。神学禅学能囉子茶事万事に。行わたらした御人で。昔の良将と云は当殿様の様な者であらふ」と述べたのに対し、「浅井小才治」という人物が「あの御短慮にて良の字は。つけられまい…常平生の事にも少しにても。理に合ぬ事は御合点不_レ被_レ成。ことへ穿鑿なざるから。皆々勤る者も油断せぬなり。然し余り理屈が過ぎさつしやるから。落し嘶などは一向被_レ申上_レざる。御人であつたでばさ」と述べたという（注12）。ここに、綱村をめぐるふたつの「明君」像の相克をみることが出来る。一面では綱村は、伊東節翁が述べるように、学問・諸芸に通じた古来からの観念的「良将」像に適合していた。それは、「大名評判記」において理想とされる「明君」像と合致するものといえよう。しかし、浅井が述べるように、現実に仕える家臣にとっては、その「理屈」に過ぎた性格が畏怖の対象であり、仕え難い主君だったのである。

なお、『武家諫懲記後正』の本文部分における家老についての項目には、仙台藩の一門衆・奉行衆の政治力について、次のように記している。

家老 伊達氏数人 片倉 柴田 茂庭 古内^(アキ) 等其内執事多シ、
此家ハ襄祖政宗以来ノ余風備リテ自余ノ家風ト違ヒ、以ノ外重キコト共ナリ、奉行職者ノ合体シタルコトハ屋形モ綺フコト不_レ叶、又屋形ノ指図ニテモ右奉行職ノ者合点致サ、ルコトハ受用無之ト云フ

この記述によれば、伊達家においては政宗以来の家風が尊重されること、また奉行衆が強固に

連携しており、「屋形」（藩主）の指図であっても、奉行衆が承認しないことには実行されないとしている。先に見たように、綱村藩政期に一門衆・奉行衆は連携して新政策に抵抗し、綱村を強制隠居に追い込んでいった。この記述からは、仙台藩における一門衆や奉行衆の政治力の大きさが、仙台藩内外に知れ渡っていた状況をうかがうことができよう。

3.2. 「大名評判記」における伊達吉村の記述をめぐって

3.2.1. 『諫懲記後正』・『武家諫懲記後正』における伊達吉村の記述

ここでは5代藩主伊達吉村に関する「大名評判記」の記述から、同時代における彼の評価の変遷をみていくことにする。伊達吉村は、一門の宮床伊達氏より元禄8年（1695）に綱村の養子となった。まず嫡子時代の吉村について『諫懲記後正』伊達綱村の項の記述をみていこう。

…亦日嫡子吉村文武ヲ志シ、生徳淳直ニシテ悪意ナク、心柔和ニテ家士民間ニ及ヒ愛憐ヲ施シ、仁義ヲ専ニシ、禮厚ク穩順ヲ旨トシ哥道ヲ嗜ミ、行跡宜トナレハ、此將後ニハ譽レノ良将共云ンヤ

ここでは、吉村が文武を志していること、性格が素直で柔和であることから、後に「譽レノ良将」となるであろうという期待が述べられている。先にみたように、『諫懲記後正』が記された元禄14年（1701）段階、綱村の評判は極めて悪く、それと反比例するように次代の吉村に対する期待が高まっていった状況がうかがえよう。

元禄16年（1703）、綱村の隠居をうけて藩主となった吉村は、役人の綱紀肅正や『百姓条目』の制定などによって藩政を引き締めるとともに、慢性的な藩財政を解消するために儉約政策を打ち出している。その後、享保11年（1727）の鑄銭事業と享保17年（1732）の江戸廻米の利潤によって藩財政を立て直したことによって「御中興の英主」と称えられ、また元文元年（1736）には学文所を設置した好学な大名として評価されている[『宮城県史』1966: 429-486、『仙台市史』2003: 93-105]。これらの政策により仙台藩政史上の「明君」とされる吉村は、同時代の史料である『武家諫懲記後正』ではどのように評価されているのか、以下にみていこう。

吉村文道ヲ不_レ学、和歌ヲ翫ヒ武法ヲ嗜ミ甚タ鉄炮ヲ好メリ、行跡剛強ヲ旨トシ、武用ヲ心懸ケテ家従ヲ励シ、聊カ不義ノ事ナク、仕置順路ニシテ士民共ニ能治ル、生得寛然トシテ行跡正シク、和順ヲ用ヒ孝敬ヲ旨トシ、忠義ヲ重ンス、然リトイヘトモ元伊達肥前宗房子ニシテ、少身ノ家ヨリ素生シテ生ナカラノ国取大名ト云ニ非ス、夫ユヘカ至テ咨嗟ナリ、故ニ世ノ人何角ト誹謗多シ

此ニ愚評議シテ曰、此將武道ヲ嗜マルト、故_ニ心意嚴重ニシテ不義ヲ現スヘキ透間ナク自然ト行跡ヲ不_レ乱トミヘタリ、…但シ本文ニ因_テミ論スルトキニハ文理ヲ相具セザルヲ不足ト

セン、凡ソ国郡ヲ導クニハ剛強計ニテハ叶フベカラズ、第一文武^{セイカウ}兩道ハ一方欠テモ成功ナシ、譬ヒ和歌ヲ数寄給フトテモ恋無情仁義釈教ノ分ケアリ…又鉄砲ヲ好メルコト是又武器ノ最上タリ、…是ハ元來匹夫輕卒ノ平業ニシテ夫ヲ指揮シテ討タスルハ司將ノ摩掌ノ事也、然レハ大将タル人ノ敢テ平習フヘキコトニモ非ス、此^ア將行跡正シク家民ノ仕置順也ト記セハ和ナキニハ非ズ、殊ニ能治マルトナレバ善行疑ヒアルヘカラス、…今吉村將ノ器備リテ差テ難スルコトナシ、雖^レ然武勇一片ナラハ和順ナルマシキト悔語ヲ述ル^ア而已也、サレハ当家大襄祖正宗莫太ノ武功ヲ以テ日域千載及^ニ外国^ニマテ到^リ于今^ニ其勇名甚高シ、吉村其箕裘ヲ繼テ往事ヲ勘弁セラレ勤候ヲ励シ末代猶譽ヲ達セント、士卒ヲス、メ軍備ヲ專要ト嗜マル、トミヘタリ、是勇微ノ將ト云フヘシ、恨^ラクハ文道ノ沙汰ナクシテ武道一片ナル事ヲソ悲メリ、^{チカキコロ}近^ク曾茶湯ヲ翫ヒ給ヘリ、是ヲ以テ本文ヲミル寸ハ吝嗇ノ誹謗有ト書タルモ左モ有リナン上右ノ茶湯本流ト違^ヒ近代ハ多クハ檢約ヨリ起ル茶湯多シ、吝嗇ハ大将ノ大ナル瑕瑾ナリ…享保十七壬子年二月廿六日仙台実母歿死ス 上使稻葉佐渡守正親有 御予然^ルニ於仙台法事年忌等有之、江府ニテ位牌ハ有テ其年忌法事無之由沙汰ス、是遺言カ勸略カ檢約カ、人不其諷不知、仍吝カ諸人甚誹謗ス

予^ハ聞、此將物毎發明ニシテ理ニサトク義ヲ理ルコト速ニシテ明カ也其上 然タル器備テコセ付タル事ナシ、或時出仕ノ日ニ登城ノ刻限述ハソ急カレケルニ近習ノ士給仕ヲナストテ愚^ク言^フ村ノ上下ニ汁ヲコホシカケタリ、彼ノ者ハツト驚口キシテ是惑ス、吉村更ニ怒リ玉ハス、急ケル寸弥心ヲ落シ付ル事マコトニ肝要也、不苦物毎アハタ、シキ時ハ大事ヲアヤマツコト有ント、被申タル而已ニシテ、曾而憤怒^ノ気味ナク静衣装ヲ着替被出シトナリヌ、和歌ヲ翫ヒ玉フカ

草より草に出てこそ入れと云武蔵の月の古歌を本歌にして

いて入か その山の端ハ 何とそも 月に重てヤ 武蔵野、原 と称せられ

ヶ様にやさしき大将なりと云

『武家諫懲記後正』の本文部分では、吉村は武法を嗜み鉄砲を好む一方で、和歌を嗜むものの「文道」は学んでいないと記述している。また、吉村の性格は「寛然」として行跡も正しく、藩政に不義はなく安定しているが、吉村は養子であり、生まれながらの「国持大名」ではない故に、「吝嗇」であるとの誹謗があると述べている。愚評部分では、吉村の「勇微ノ將」と評価するが、惜しむらくは「文道ノ沙汰」が無いことであり、「武道」一辺倒であることを歎いている。一方で、「愚評」の筆者自身が聞いた話として、給仕の近習が吉村に汁をこぼしかけた際、悠然と和歌を読んで彼の失敗を許した逸話をあげ、吉村が「やさしき大将」と述べている。

このように、吉村については肯定的な評価と批判的な評価が、混在した記述になっているのはなぜだろうか。吉村が藩主となった直後の仙台藩では、深刻な財政問題に悩まされていた。吉村は儉約令を発するとともに、財政再建築のための資金確保として、家臣団や百姓・町人へ借上や手伝金を課した。享保年間には、「大改」（領内総検地）の実施を計画するが、家臣団の猛反発に

あい挫折するなど、その過程において様々な試行錯誤が繰り返されていた。この時期、近習目付に提出された「保国寺上書」は、当時の吉村の政策について「先年御儉約トシテ、ワツカノ御佳例ゴトマデ、或御減少或ハ御停止也…ソレヲケツリ玉フハ御不幸也」として、儉約政策による儀礼停止を歎き、また「大改」については「趣ハ其理アルニ似テ、実ハ御貪欲ヨリ起ル」と痛烈な批判をしている〔『宮城県史』1966：460-464〕。『武家諫懲記後正』における吉村の「吝嗇」という評価は、こうした当時の吉村藩政への不満を反映したものといえよう。

次に、吉村の学問修得についてであるが、『諫懲記後正』では「文武ヲ志シ」とされていた評価が、『武家諫懲記後正』においては「文道ヲ不_レ学」という、評価に変化した要因はどこにあるのだろうか。吉村藩政期は、前代の綱村による文教政策が継承され、藩内の文教気運が大いに高まり、田辺希賢・希文父子、遊佐木斎、芦東山、高橋玉齋といった儒学者が登場した時期である。吉村も高橋玉齋やその子周斎、大島仲敬、芦東山を侍講として、度々御前講釈をさせている。こうした文教気運の高まりをうけて、家臣や儒学者から学校設立を要望する声があがるが、吉村はこれに対して消極的な姿勢で臨んだ。享保6年（1720）、仙台藩奉行遠藤守信は吉村への上書で学校設立を訴えたが、「聖賢之教とても、時^ニ出合候事と、不出会事可有之候、何程聖賢之教^ニ而も、時出合不申事^ニ而ハ、却而害ハ出候共、其徳無之事、」として、今は藩財政を建て直しを優先すべきであり、学校を設立する時期ではないという見解を述べた。同時に、吉村は当時の仙台藩の文教気運について、学問をした者は「人之悪事計を申立、ミの行跡ハ、文盲成ものよりも、我ミに而^ニ ^{悪事ヲ}学問故^ニ見ゆるし、却而害^ニ成も多候」として、学者に対する警戒感を示している（注13）。加えて言えば、元文元年（1736）に吉村は高橋玉齋の学校設立案を受け入れて学文所を設置したが、その「学式」において学者の高慢な態度や、不学な者より行いの悪い様子を戒めている（注14）。こうした中、学文所において儒礼の貫徹を徹底的に訴え対立を生じた芦東山が、元文3年（1738）6月11日に処罰されている。つまり、吉村は儒学に対し関心はもっていたが、その藩政への導入については極めて慎重な姿勢で臨んでいた。こうした事実がもとになり、『武家諫懲記後正』における吉村の「文道ヲ不_レ学」とする評価につながったものと考えられる。

3.2.2. 吉村夫妻の嫡子教育と「大名評判記」の受容

さて、こうした「大名評判記」は、大名の間でどのように受容されていたのだろうか。実は『武家諫懲記後正』における、吉村の嫡子で後の6代藩主となる伊達宗村の項に、興味深いことが記されている。

宗村専文道ヲ嗜、其氣質温和ニシテ五常ヲ守、当時若手ノ名将トモ可称ト云

愚評曰本文ノ如クニテハ誠良将タリ、仄聞、宗村十二三歳頃迄鷹野ヲ好^キ玉フト也、其後文道武芸ヲ心カケ乗馬ハ庄治八郎兵衛ト云テ一家中ニテ名ヲエシ馬芸ノ名人是ヲ師トシテ毎日地ノリカケノリ軍馬等其外剣術兵法鎗長太ノケイコ、又有時ハ田辺喜七ト云大儒ヲ師トシテ書籍ヲ集メ見給フ、其後又小笠原孫七ト云騎射ノ名人ヲ折々マネキ師トシテナライ給、如

此ナル心カケ大気根強キ達者大一ノ人躰ト也、此将十二三歳ノ頃ハ何トヤラン、發明スキ諸芸ノ事モ心掛ケ不_レ給所ニ、此書諫懲記ト云書、昔シヨリヒソカニ有テ、勸善懲惡ノ趣、前車ノクツカエルハ後車ノイマシメト成ノ書ト云コトヲ、母公聞及ヒ玉ヒテ、是ヲ求玉ヒ宗村エ与給故、近士ヲシテ読マシメ折々聞レ大将タル人ハ深閨ノ所行モ世ニ隠レナク善惡ノ唱顯然タルコトヲ宗村ヨク合点仕給テ、夫ヨリシテ格別心意改リ、今如是ノ名将ト成給ト一家中ニテ取沙汰ス、此書ハ前段ノ如ク、未タ家督相続請取不給ハ評論ヲ加ヘス、宗村公ハ諸家多キ中ニ前代ヨリ至ツテ稀ナル名将故荒々略シ書ス

この記述によると、当時宗村は「文道ヲ嗜」み、「当時若手ノ名将」と賞賛されていたという。また「愚評」においては、12、3歳の頃の宗村は「諸芸」の心掛けがなかったため、その母冬姫（吉村正室、久我貞子、長松院）は「諫懲記」なる書物が「勸善懲惡」の戒めを説くことを聞き、宗村に与えて近習達がこれを読み聞かせ、「大将」たる者はいかなるものであるかを教えたとしている。こうした冬姫の教育により、宗村は「今如是ノ名将ト成給ト一家中ニテ取沙汰」されているのだという。宗村は享保3年（1718）生まれであるから、この出来事は享保15年（1730）前後の出来事となるだろう。

事実、吉村・冬姫夫妻は嫡子宗村の教育に強い関心をもっていた。享保17年（1732）、冬姫は宗村に対して教訓状を送り、「かくもんふけい（学文・武芸）」はもちろん、「手習又ハゆうけい」に至るまで、「おこたり」がないようにと注意を促している。また、「朝夕の御おこない政事のとりさはき」について、諫める人が無いがゆえに「我まゝきのおもむくところにしたかひ、国家を失ひミをほろほし侍る事、むかしよりあまた聞へ侍り」のであるから、「学文おこたらずして、世々のからやまとの人の行跡せいすいをわきまへしりて、おこなひ給へかし」として、学問に励むことで、日本・中国の為政者達の行跡や、その栄枯盛衰を知るべきであると述べている（注15）。吉村も、寛保3年（1743）の隠居の際、宗村の性格が「物^ニ早ク御あき候生質と見受申候」とし、「物毎うつりやすく、前事之すたり候ハ、愚将之相^ヲト申伝エ候」ものであると述べると同時に、「別而学問^ト武芸ハ、御家之業に而候、下々へ之御仕附^ニも被成御為見可被成事」として、家臣団の教育のためにも自ら学問活動に取り組む必要を教えている（注16）。ここには、大名たるものは家臣に学問に取り組む姿勢をみせ、「愚将」とみられてはならないとする、吉村自身の「明君」志向をみることができよう。

冬姫が宗村に与えた「諫懲記」とは、仙台伊達家の蔵書の中にある、元禄14年（1701）の『諫懲記後正』を指していると考えられる（注17）。この伊達家本『諫懲記後正』には、他家に所蔵されている『諫懲記後正』と大きく異なる特徴がある。通常の『諫懲記後正』では、2巻に仙台藩および伊達綱村についての記述がなされているが、伊達家本『諫懲記後正』では仙台藩および伊達綱村に関する記述が欠落しているのである。その理由として考えられるのは、先にみたような『諫懲記後正』における綱村に対する痛烈な批判である。吉村・冬姫夫妻は養父綱村に対して強い敬意を抱いており、冬姫は先の宗村にあてた教訓書においても、綱村を「いつくしみふかき

事におはしまし候」人物であったと語り、綱村への敬意を忘れないように指導している（注18）。ゆえに『諫懲記後正』において酷評される綱村の記述は、吉村・冬姫夫妻にとって受け入れがたく、意図的に欠落させたものと考えられよう。こうした伊達家本『諫懲記後正』の特徴は、「大名評判記」が大名家における教育の一環として取り扱われるとともに、所蔵する大名の事情に応じて改変が加えられるという、ひとつの受容形態を物語っている。

4. おわりに

ここまで、17世紀半ばから18世紀半ばにかけて成立した「大名評判記」における仙台藩伊達家の記述の変遷をみてきた。本論文では、仙台藩伊達家の記述に限定して分析しており、「大名評判記」全体について論じるためには、こうした作業を「大名評判記」に記述される全大名を対象におこなわなければならないが、現段階で得られた知見を以下に述べておこう。

まず、「大名評判記」の書物的性格について、本論文ではその作者・編者を具体的に明らかとするまでには至らなかったが、それぞれの特性について些かの見解を述べておきたい。一連の「大名評判記」の特徴を端的に述べれば、一介の浪人からの視点で語られ、以後の「大名評判記」の原型となった『武家諫忍記』、これを基礎に「勸善懲悪」による教訓書として成立した『武家勸懲記』、幕府の視点から大名に厳しい批判を加えた『土芥寇讎記』、大名とその家伝に重点をおいた紳士録的性格の『諫懲記後正』、多様な資料や巷間の風説を多分に取り入れ、大名家の勤功書としての性格を色濃くした『武家諫懲記後正』、ということができよう。ただし、「大名評判記」に収録されている情報については、従来言われていたような幕府隠密の調査による機密事項というよりは、江戸を中心とした風説を多分に取り入れながら記述された内容といった方が良いだろう。

「大名評判記」の受容については、伊達吉村夫妻とその子宗村の事例から、「大名評判記」が大名家における教育の一環として用いられていたことが確認できる。また、その受容の過程においては、それぞれの大名の事情に応じて、その内容に適宜改変が加えられることが確認できた（注19）。今後の「大名評判記」を用いた研究の際には、留意しておくべき点のひとつであろう。

次に、「大名評判記」と「明君」像の関わりについて述べておきたい。「大名評判記」における大名評価は、大名を「良将」「善将」と判断するひとつの判断材料として「文武両道」の修得が掲げられる。こうした「明君」像は、「伊達騒動」時の仙台藩家臣団における亀千代「明君」化の言説とも共通しており、いわば17世紀半ばから18世紀半ばにかけて、一定の説得力をもった当時の観念的「明君」イメージといえよう。

こうした17世紀半ばから18世紀半ばの「明君」像は、特に伊達綱村の生涯に大きく影響していた。17世紀半ばの「伊達騒動」における藩政の動揺から、幼少期の綱村に対しては、学問の修得により「明将」「明君」として成長し、混乱する藩政を立て直してほしいという家臣団からの期待があった。事実、綱村はこうした家臣団の期待に応えるように、積極的な学問活動をおこ

ないつつ成長した。こうした綱村の行動には、当時の観念的「明君」像に自らを適合させていく、いわば大名自身の「明君」志向といったものをみることができよう。一方、藩政に積極的に介入し、また家臣団を巻き込んで学問活動を展開する綱村は、結果的に家臣団からの反発を招き、むしろ「うとき大名」の方が望ましいという声すらあがることになった。ここに「大名評判記」で掲げられるような、文武両道を修得し藩政を積極的に担う観念的「明君」像と、実際の藩政の場で家臣団の自主性を活用する現実的「明君」像の相克をみてとれよう。伊達綱村の生涯には、こうした観念的「明君」像と現実的「明君」像の相克が如実に反映していたのである。

また、「大名評判記」における「伊達騒動」の記述から、事件の主要人物である伊達宗重が忠臣として描かれ、さらにそのイメージが子孫である涌谷伊達氏に重ねられ、「忠義ノ家」として固定化していった状況がみてとれる。涌谷伊達家は、「伊達騒動」後に発生した綱村に対する一門衆の諫言行為や強制隠居運動において中心的な役割を担い、綱村を政治的に追い詰めていくことになる。こうした涌谷伊達氏のもつ、藩主すら脅かす政治力的一端には、世間の「評判」において形成された「忠義ノ家」イメージが土台となっていたといえる。「大名評判記」の記述にみられるような同時代の大名および家臣団をめぐる「評判」は、こうして大名自身やその家臣団および藩政に少なからぬ影響を与えていたのである。

注

- (1) 「大名評判記」研究においては、どの本を底本とするかについて未だ議論の中にある。本論文では、欠本がなく、ほぼ完全な形で現存している以下の史料を用いて、分析をおこなった。
『武家諫忍記』、『武家勸懲記』…国立国会図書館蔵本。
『土芥寇讎記』、『諫懲記後正』…東京大学史料編纂所蔵本。
『武家諫懲記後正』…盛岡市中央公民館蔵。国文学研究資料館マイクロフィルム。
『堪忍記』(内閣文庫版)…国立公文書館蔵本。
なお、『土芥寇讎記』については、金井圓氏の校注『江戸史料叢書 土芥寇讎記』、『堪忍記』(松平文庫版)については、深沢秋男氏の論考における翻刻を参考・引用した。
- (2) 『仙台藩家臣録』によれば、「上野大隅」に該当する可能性のある人物として、元和年間より初代藩主伊達政宗に仕え普請奉行を勤めた上野大隅景明(寛永17年〔1624年〕没)、その子で忠宗代に江戸番組頭、普請奉行を勤めた上野権太夫景滋(寛文7年〔1667年〕隠居)と考えられるが、いずれも家老クラスの立場とは言い難い。
- (3) 「学びの鏡」『仙台市史資料編9』81-127頁所収。
- (4) 『寛永諸家系図伝 第七』172-187頁。なお、伊達家の始祖としてそれぞれの「大名評判記」では「山陰中将匡房或政朝」(『土芥寇讎記』)、「山陰中将朝正」(『諫懲記後正』)、「山陰中将政朝」(『武家諫懲記後正』)をあげているが、これは歴史上実在する中納言山陰をもとに、伊達家の古伝承において始祖として語られる架空の存在「山陰中納言政朝」であり〔羽下2001〕、『寛永諸家系図伝』以外にどのような系譜の情報が盛り込まれているかを分析することは、今後「大名評判記」成立の謎を解明する一端となりうると考えている。
- (5) 「伊東重孝書状(伊東重義遺書につき)」『仙台市史資料編2』91-92頁所収。
- (6) 「里見重勝書状」『仙台市史資料編2』97-101頁所収。
- (7) 「伊東采女書状」『伊達騒動実録 上巻』所収、354-368頁所収。
- (8) 「稲葉正則書状」『伊達家文書之四』621-622頁所収。
- (9) 「伊達宗元・伊達村隆・伊達村元連署言上状控」『仙台市史資料編2』193-195頁所収。
- (10) 「石川宗弘遺書」『大日本古文書 伊達家文書之十』183-186頁所収。

- (11)「伊達綱村遺書」仙台市博物館所蔵。なお、ここで述べられる「伊達安芸」とは、宗元の子・伊達村元（享保3年〔1718年〕没）と考えられる。
- (12)「節翁古談」『仙台叢書』第3巻（1922）所収。
- (13)「伊達吉村挨拶書案」『伊達家文書之七』141-146頁所収。
- (14)「獅山公治家記録 元文元年十一月朔日条」『仙台市史資料編2』347-348頁所収。
- (15)「長松院吉村夫人久我氏消息」『伊達家文書之七』367-375頁所収。
- (16)「伊達吉村意見状」『伊達家文書之六』575-576頁所収。
- (17)旧伊達伯瀾閣文庫『諫懲記後正』宮城県図書館所蔵。
- (18)前掲「長松院吉村夫人久我氏消息」。
- (19)1例として、盛岡藩5代藩主南部行信の例をとりあげておこう。嫡子時代の南部行信について、国会図書館所蔵『武家勸懲記』では盛岡藩南部家の嫡子・南部行信については「此嫡行信ノ所行ヲ粗伝聞ニ猿楽ヲ好ミ自己モ舞カナテ、其袴袖ノ屈伸ニカ、ハリ褒貶スル外他事ナシト云々」と記されており、猿楽に熱中している他は褒貶することもないとしている。これが南部家旧蔵『武家勸懲記』（盛岡市中央公民館所蔵）では「嫡子行信文武ノ学沙汰ナシトイヘトモ、氣質直正発明也、甚馬スキノ由ナリ、馬ニヨラス弓鉄砲太刀討組合等迄壯年ノ内少々執行有ヘキ儀勿論也」と、好意的な記述へと改変されている。『武家勸懲記』が盛岡南部家に所蔵されるにあたっての改変と考えられるが、今後の検討課題としておきたい。

参考文献

磯田道史

2006『殿様の通信簿』東京：朝日新聞社。

大槻文彦

1909『伊達騒動実録』乾巻・坤巻（復刻版 東京：名著出版、1970）。

尾暮まゆみ

2000「史料紹介『如幻三昧外集』に見える黄檗宗と伊達綱村（一）」『黄檗文華』121号、宇治：黄檗文化研究所：200-207頁。

金井圓

1951『土芥寇讎記』における幕藩体制の一表現』長野：『信濃』3巻6号：37-47頁。

1967『土芥寇讎記』東京：人物往来社。

斎藤鋭雄

1977「綱村初期政治についての覚書—仙台藩元禄政治展開の前提—」多賀城：『東北歴史資料館研究紀要』3。

鈴木寿

1971『近世知行制の研究』東京：日本学術振興会。

今野真

1999「『土芥寇讎記』と大名論」J.F.モリス・白川部達夫・高野信治『近世社会と知行制』京都：思文閣 39-57頁。

佐々久監修

1989『仙台藩家臣録』東京：歴史図書社。

仙台市史編さん委員会

1996『仙台市史 資料編2 近世1 藩政』仙台：仙台市。

2003『仙台市史 通史変4 近世2』仙台：仙台市。

2009『仙台市史資料編9 仙台藩の文学芸能』仙台：仙台市。

平重道

1970『仙台藩の歴史2 伊達騒動』仙台：宝文堂。

東京帝国大学史料編纂掛

1909『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書』4巻、東京：東京帝国大学。

1910『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書』6巻、東京：東京帝国大学。

1911『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書』7巻、東京：東京帝国大学。

1914『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書』10巻、東京：東京帝国大学。

羽下徳彦

2001「奥州伊達氏の系譜に関する一考察」『歴史』96号、1-63頁、仙台。

平川新

1994「綱宗の不作法と忠宗—新出史料の紹介を兼ねて—」『市史せんだい vol.6』仙台:仙台市博物館:107-116頁。

2002「綱宗の逼塞と伊達騒動」『仙台郷土研究 復刊第27巻2号』仙台:仙台郷土研究会:1-10頁。

2010「慶長遣欧使節と徳川的外交」『仙台市史特別編8 慶長遣欧使節』仙台:仙台市史編さん委員会:563-573頁。

深沢秋男

1989「如偏子の『堪忍記』(1) —松平文庫本の翻刻と解題—」『近世初期文芸』6:1-31頁、東京:近世初期文芸研究会。

1990「如偏子の『堪忍記』(2) —内閣文庫本の翻刻と解題—」『近世初期文芸』7:48-89頁、東京:近世初期文芸研究会。

1991「如偏子の『堪忍記』(3) —松平文庫本と内閣文庫本—」『近世初期文芸』8:77-108頁、東京:近世初期文芸研究会。

深谷克己

1998「名君とはなにか」『歴史評論』581号:2-14頁、東京。

宮城県史編纂委員会

1961『宮城県史12 学問宗教』仙台:宮城県。

1966『宮城県史2 近世史』仙台:宮城県。

吉田真夫

1998a「近世大名における諫言の実態—元禄六年、仙台藩一門衆の諫言を題材に—」『日本歴史』605号、66-82頁、東京。

1998b「近世大名の強制隠居—仙台藩主伊達綱村ノ事例から—」『歴史』98号、22-43頁、仙台。

若尾政希

2004『「土芥寇讎記」の基礎的研究』(2004年度科学研究費補助金・特定領域研究(2)「『和漢軍書』出版の思想的・研究史的考察:日本近世の出版環境と社会変容」研究報告書、研究代表者・若尾政希)

2006『「大名評判記」の基礎的研究』(2005年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「日本における書物・出版と社会変容」研究報告書I、研究代表者・若尾政希)

2007a『「大名評判記」の基礎的研究II』(2006年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「日本における書物・出版と社会変容」研究報告書II、研究代表者・若尾政希)

2007b「謎の書物『土芥寇讎記』—「大名評判記」とはなにもものか?—」東京:新人物往来社『歴史読本』2007年6月号:66-81頁。

